

令和 5 年度 町内会長・自治会長の手引き

(発行) 加古川市町内会連合会
加古川市 市民活動推進課

1 町内会・自治会とは

町内会・自治会(以下、「町内会」という)は、一定の区域に住所を有する住民の意思に基づいて形成された任意団体です。

現在、加古川市内には、313の町内会があり、安全で安心して暮らすことのできる地域づくりのため、住民同士で話し合い、自主的にその地域に応じた活動に取り組んでいます。

※令和5年4月1日現在で加古川市町内会連合会へ加入している町内会・自治会の数です。

2 町内会の活動

○地域の連携・親睦

お祭り、運動会、サークル活動、世代間交流活動

○福祉活動

地域敬老事業、高齢者の見守り活動、交流サロンの実施

○安全安心のまちづくり

地域の見守り活動、防犯パトロール、防犯灯の設置や維持管理、
一戸一灯防犯運動、防災訓練、災害時の相互協力

○地域環境活動

地域の緑化推進、町内清掃、ごみ減量の推進

○広報連絡

町内回覧、掲示板設置、町内放送

○行政との連携

広報紙の配付、回覧、各種委員の推薦、行政への要望

3 町内会による組織

町内会による組織としては、町内会の代表である会長によって組織された加古川市町内会連合会や、各町や小学校区を単位として組織された地区町内会連合会があります。

加古川市町内会連合会、地区町内会連合会、町内会はそれぞれ連携して、組織規模に応じた活動を行っています。

4 認可地縁団体制度について

町内会は、「権利能力なき社団」に該当するものと位置づけられ、その保有資産について、町内会の名義では不動産登記をすることができませんでした。そのため、町内会が所有する集会所などの不動産は、町内会役員などの個人名義で登記する必要があり、登記名義人が亡くなった場合等に財産上のトラブルになることがありました。

そこで、平成3年の地方自治法改正により、地縁による団体が、一定の要件を満たす場合に市町村長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができる制度（認可地縁団体制度）が導入されました。

また、令和3年5月に地方自治法の一部改正により、地域的な共同活動を円滑に行うために認可の目的について見直され、不動産等の保有の有無にかかわらず法人化できるようになりました。

なお、法人格を取得した場合でも、運営方法や活動内容について、市の監督を受けるようになるものではありません。

○地縁による団体とは

一定区域に住所を有する者の地縁(つながり)に基づいて形成された団体(町内会等)で、年齢・性別等を問わず区域に住所を有することのみを会員資格としている団体です。

(認可対象とならない団体…住所要件以外に要件が必要なもの【例:老人会(年齢)、婦人会(性別)】)

○認可の要件

- (1) **目的**が地域的な共同活動を行うことで、現に活動していること
- (2) **区域**が住民にとって客観的で明確であること
- (3) 区域内のすべての個人が**構成員**になることができ、相当数が現に構成員であること
- (4) 地方自治法の規定を満たした**規約**に、以下の項目を定めていること

①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格、⑥代表者、
⑦会議 ⑧資産 に関すること

※ 具体的な手続きについては、事前にご相談ください。

【問い合わせ先】

市民活動推進課 地域コミュニティ係
TEL:079-427-9195

5 個人情報の取り扱い

平成17年4月の個人情報保護法の施行当初は、5千件を超える個人情報を取り扱う事業者が法の適用対象でしたが、平成29年5月の法改正により、5千件以下の個人情報を取り扱う地域団体等も法の適用対象となりました。

個人情報保護法の取り扱いに関する基本的なルールを紹介します。

【個人情報を集める、保管するときのルール】

ルール	会員名簿を作成し、会員に配布する場合
① 個人情報を集める前	
「利用目的の特定」 個人情報の利用目的をあらかじめ特定する。	「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」と利用目的を特定する必要があります。
② 本人から個人情報を集めるとき	
「利用目的の通知・公表」 本人から書面で個人情報を取得する場合には本人に対して利用目的を明示する。	個人情報を集める際に配布する用紙に、上記の利用目的を記載する必要があります。
③ 個人情報を保管しているとき	
「安全管理措置」 集めた個人情報の漏えい防止のために、適切な措置を講じる。	町内会において盗難・紛失等のないように適切に管理する必要があります。 また、名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失に気をつけ、絶対に転売しないよう注意を呼びかけることも重要です。
「保有する個人情報の訂正等」 集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、訂正するための手続きの方法等を本人の知り得る状態におき、請求に応じて訂正する。	②で配布する書面に、訂正等に関する問合せ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められたら適切に対応する必要があります。

【個人情報を第三者に提供するときのルール】

ルール	会員名簿を作成し、会員に配布する場合
<p>《本人の同意の取得》</p> <p>本人以外の者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。</p> <p>ただし、例えば以下のような場合は、同意を得なくても提供できる。</p> <p>(1) 法令に基づく場合 (2) 人の生命、財産を守る場合 (3) 委託先に提供する場合</p>	<p>「名簿に掲載される会員に対して配布するため」と伝えた上で任意で個人情報を提出してもらえば、同意を得たこととなります。</p> <p>また、以下の場合は、同意を得なくても、会員以外に名簿を提供できます。</p> <p>(1) 警察からの照会 (2) 災害発生時の安否確認 (3) 会員名簿の印刷を業者に委託する場合で、印刷業者に名簿を提供する場合</p>
<p>《提供に関する記録義務》</p> <p>提供先などを記録し、一定期間保管する。</p>	<p>名簿には配布先の会員名等が記載されているため、名簿そのものを一定期間保管する必要があります。</p>
<p>《委託先の監督》</p> <p>個人情報を委託先に提供する場合には、適切な監督を行う。</p>	<p>名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。</p> <p>委託先への確認方法の例としては、情報の持ち出しや委託された業務以外での利用禁止、情報の返却・破棄等の事項を記載した書面を渡すなどがあります。</p>

【問い合わせ先】

個人情報保護法相談ダイヤル
 TEL:03-6457-9849

6 集会所の管理(消防法等関係)

集会所の管理について、消防法等により届け出が必要となるものがあります。
必要となる届け出は、集会所の規模や用途により異なります。

○必要となる場合がある届け出(参考)

- (1) 防火管理者選任(解任)の届け出
- (2) 消防計画作成(変更)の届け出
- (3) 消防訓練実施計画(結果報告)の届け出
- (4) 消防設備点検結果報告 など

【問い合わせ先】

消防本部 予防課

TEL:079-427-6532

7 自主防災組織の運営

災害時には、自らの命を自らで守る自助、公的機関の支援である公助に加え、近隣住民で助け合う共助も非常に重要です。

日頃から、もしものときに備え、地域防災力の向上のため、地域住民が連携し、防災訓練や防災資機材の整備などを行うのが自主防災組織です。

自主防災組織の活動は具体的に以下のようなものがあり、地域の被災を最小限に抑えられるよう、行政からも組織の運営をお願いしています。

また、各町内会にお渡ししている戸別受信機の設置及び管理についても、ご協力いただいています。

○平常時

防災知識の普及／防災訓練の実施／防災資機材の整備 など

○災害時

負傷者の救出・救護／初期消火活動／地域住民の安否確認・避難誘導 など

【問い合わせ先】

防災対策課 地域防災係

TEL:079-427-9717

8 市からの委託・依頼業務等

【委託業務】

名 称	内 容	担当課
行政事務委託	広報紙等の町内会員・自治会員への配付・回覧に関する事、各種委員の推薦や、地域の福祉増進をはかるための調査等に関する事、地域の絆づくりの核となる人材育成を目的とした単位町内会長研修会に関する事等について、市から加古川市町内会連合会に委託し、加古川市町内会連合会から町内会に協力金を配付しています。	市民活動推進課 地域コミュニティ係 TEL：079-427-9195
公園維持管理委託	地域の都市公園を地元が守り育てるため、管理（公園清掃除草作業、簡易な剪定、利用者のマナー指導）を委託しています。	公園緑地課 TEL：079-427-9271

加古川市では、行政事務委託契約に基づき、加古川市町内会連合会へ各種行政委員の推薦等を依頼しています。

主な委員については、以下のようなものがあります。

【各種委員の推薦】

名 称	内 容	担当課
国勢調査 調査員	国勢調査の実施にあたり、町内会長に調査員の推薦を依頼しています。 (調査は5年ごと。令和7年度実施)	総務課 文書統計係 TEL：079-427-9137
人権擁護委員	人権擁護委員は市長の推薦に基づき法務大臣より委嘱されますが、その前の段階として町内会長に推薦を依頼しています。 (委嘱期間:3年)	人権文化センター 総務係 TEL：079-451-5030
加古川市人権啓発推進員	町内会ごとに、加古川市人権啓発推進員の推薦を町内会長に依頼しています。 (任期:2年 毎年任期の確認をします)	人権文化センター 相談・啓発係 TEL：079-427-9356

名 称	内 容	担当課
民生委員候補者	地域において様々な福祉活動を実践する民生委員として相応しい候補者を、地域住民の中から推薦いただくことを依頼しています。 (任期:3年 次回改選は令和7年度)	高齢者・地域福祉課 福祉政策係 TEL:079-427-9205
選挙啓発推進員	町内会ごとに選挙啓発推進員の推薦を依頼しています。(任期:1年) 【活動内容】 ○身近な人々への投票の呼びかけ ○町内放送による投票の呼びかけ など	選挙管理委員会事務局 選挙係 TEL:079-427-9359
選挙に係る投票立会人の推薦	各投票所における投票立会人の推薦をお願いしています。(投票所ごとに2名)	選挙管理委員会事務局 庶務係 TEL:079-427-9358
社会教育推進員	町内会ごとに社会教育推進員の推薦を依頼しています。原則として町内会に1名ですが、世帯数によって複数人の推薦をお願いしています。 なお、福祉教育推進員については、加古川市社会福祉協議会から推薦を依頼しています。 (任期:2年 次回改選は令和7年度)	社会教育課 地域家庭教育係 TEL:079-427-9704
加古川市少年補導委員	地域を巡視し、青少年の非行防止と健全育成のために適切な活動をする市少年補導委員の推薦を依頼しています。 (任期:2年 次回改選は令和6年度)	青少年育成課 少年愛護センター TEL:079-423-3848

【同意・立会い・承諾】

名 称	内 容	担当課
市有地払下げ等に係る 同意	市有地を個人や法人に払下げや交換する際の 同意について依頼しています。	管財課 TEL：079-427-9151
集団回収活動実施時の ごみステーション利用の 承諾	集団回収活動実施団体が、ごみステーションを 利用して回収を実施することについて、承諾を 依頼しています。	環境政策課 循環型社会推進係 TEL：079-426-5440
官民有地境界協定時の 確認・同意	民有地と道路等の境界申請線について、地域 を代表して立会確認し、道路利用上の問題がな ければ同意の押印をお願いしています。	土木総務課 調査係 TEL：079-427-3064
工事等に係る 同意・立会い	工事・測量等の同意・立会いについて依頼して います。	道路建設課 TEL：079-427-9244 治水対策課 TEL：079-427-9248 市街地整備課 TEL：079-427-9209 など各事業担当課
公営ポスター掲示場 設置の承諾	集会所等に公営ポスター掲示場を設置する承 諾を関係町内会長に依頼しています。	選挙管理委員会事務局 庶務係 TEL：079-427-9358

【要望等のとりまとめ】

名 称	内 容	担当課
防犯灯設置の要望	防犯灯の設置に関し、地域を代表して要望することを依頼しています。併せて設置地先周辺の方の同意のとりまとめをお願いしています。	土木総務課 施設管理係 TEL：079-427-9242
横断歩道の設置及び交通規制に関する要望	加古川警察署へ提出する横断歩道の設置、交通規制等に関して、地域を代表して要望することを依頼しています。併せて周辺の方の同意のとりまとめをお願いしています。	土木総務課 施設管理係 TEL：079-427-9242
公園緑地業務に係る要望	公園緑地課が管理する都市公園や緑地の草刈、剪定等の要望について、地域を代表して要望することを依頼しています。	公園緑地課 TEL：079-427-9273
道路保全業務に係る要望	道路沿いの側溝清掃、草刈り等の簡易的な作業についての協力と道路、橋梁、付属施設等の補修に関する要望の取りまとめを依頼しています。	道路保全課 TEL：079-427-9241
道路反射鏡(カーブミラー)・電柱幕設置の要望	道路反射鏡(カーブミラー)等の設置に関し、地域を代表して要望することを依頼しています。併せて設置地先周辺の方の同意のとりまとめをお願いしています。	道路保全課 TEL：079-427-9197
市道の新設及び拡幅に係る要望	狭あい道路の拡幅や交差点の隅切り拡幅など、用地買収等を伴う市道拡幅に関する要望の取りまとめを依頼しています。	道路建設課 道路係 TEL：079-427-9244
治水対策業務に係る要望	水路等の改修工事、浚渫等の要望について、地域を代表して要望することを依頼しています。	治水対策課 TEL：079-427-9248
新設消火栓及び防火水槽整備事業	消火栓及び防火水槽の脆弱地及び消防活動上必要な箇所において計画的に整備をしており、設置に関して町内会の理解と協力をお願いしています。	消防本部 警防課 調査計画係 TEL：079-427-6538

【その他市の業務に関すること】

名 称	内 容	担当課
防災士育成事業補助金に係る推薦	地域防災力の向上を図るため、「防災士」の資格取得に要した経費について補助を行っています。 自主防災組織や社会福祉施設等において防災活動を推進することを要件としているため、地域において申請者がある場合は、町内会長に推薦をお願いしています。	防災対策課 地域防災係 TEL：079-427-9717
避難行動要支援者支援制度の推進	避難行動要支援者名簿情報の提供について、同意された方の一覧と個別避難支援計画を町内会長にお渡しし、町内会等支援関係者と本人との間で災害時の避難方法などについて、ご検討をお願いするとともに、新たに個別避難計画を作成する方の避難経路の検討や避難支援者の選定にあたり、助言やご協力をお願いしています。	防災対策課 地域防災係 TEL：079-427-9717 高齢者・地域福祉課 福祉政策係 TEL：079-427-9205
日赤活動資金募集における協力	赤十字会員増強運動月間(5月)において、赤十字の活動資金にご協力をお願いしています。	高齢者・地域福祉課 福祉政策係 TEL：079-427-9205
認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク	認知症により所在不明になった場合、家族の同意のもと、近隣の町内会長に情報を提供し、町内放送や可能な範囲での搜索を依頼しています。	高齢者・地域福祉課 健やか長寿係 TEL：079-427-9174
加古川ツーデーマーチにおける協力	コース沿いの町内会に対して湯茶サービスの提供、施設の借用等を依頼しています。	スポーツ・文化課 スポーツ推進係 TEL：079-427-9180
住宅用火災警報器取付支援事業	消防職員が住宅用火災警報器の取付をお手伝いします。 取付に関して町内会員への周知をお願いします。 ※住宅用火災警報器はご自身で準備いただく必要があります。 【対象】65歳以上の方または身体障害者手帳の交付を受けている方で構成され、住宅用火災警報器を取付けることが困難な世帯	消防本部 予防課 予防係 TEL：079-427-6532

※全市的に共通する事項を挙げていますので、上記の他にも、その地域を限定した委託事業や依頼事項などがあります。内容等の詳細は、担当課へお問合せください。

9 保健衛生協議会に関すること

○加古川市保健衛生協議会とは

加古川市内地域住民自らの手による公衆衛生事業を通じ、健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図り、もって公害のない住みよい加古川市の建設に資することを目的に、町内会を会員として組織されています。

【依頼業務】

名 称	内 容	担当課
保健衛生推進委員	各町内会の環境衛生活動を行う保健衛生推進委員を、200 世帯あたり 1 人、町内会から推薦いただきます。 【活動の一例】(町内会毎に活動は異なります) ごみ減量等に関する研修、ごみの分別や町内清掃の指導等 (任期: 2 年。次回改選は令和 6 年度。ただし、毎年任期の確認をします)	加古川市保健衛生協議会 事務局：環境保全課 環境衛生係 TEL：079-427-9199
ごみ分別指導業務委託	地域のごみステーションにおける、ごみ分別指導及び環境整備業務について、市が保健衛生協議会に委託し、同協議会会員である町内会が活動に必要な経費に充てています。	環境第 1 課 業務係 野口町水足 環境美化センター TEL：079-426-1561

10 町内会等への活動支援について

【市等が実施している補助制度等】

名 称	内 容	担当課
自主防災組織補助金 交付制度	地域防災力向上のため、自主防災組織における資機材の購入・修繕や防災訓練・講習会などの防災活動に係る経費について補助を行っています。ただし、補助には一定の条件があります。	防災対策課 地域防災係 TEL：079-427-9717
ふれあい交流事業 補助制度	町内会等の地域の団体が人権啓発の推進を図るために実施する、多くの世代が参加でき、地域交流が促進される事業に補助を行います。 (小学校区：上限 10 万円 合同実施可)	人権文化センター 総務係 TEL：079-451-5030
協働のまちづくり推進 事業補助金制度 【地域協働型】	町内会等が他の地域団体や市民活動団体などと協働で実施する社会一般の利益を目的とするまちづくり活動にかかる経費の一部を補助します。 (上限：30 万円) 募集時期については広報などでお知らせします。	市民活動推進課 市民協働係 TEL：079-427-9764
自治集会所整備事業 補助制度	集会所を新築、増改築、改造など整備する際、または施設買収や用地買収をする際に事業費の30%を補助します。 但し、補助額の上限や補助要件など詳細な規定があります。	市民活動推進課 地域コミュニティ係 TEL：079-427-9195
掲示板設置補助金制 度	町内会・自治会が、町内会員相互の連絡や行政機関等の広報伝達のための掲示板を新設または改修される場合において、その経費が1万円以上のときは、経費の一部を補助します。 (上限 新設：5万円 改修：2万円)	市民活動推進課 地域コミュニティ係 TEL：079-427-9195
地域コミュニティサポ ーター派遣制度	複数の地域団体(町内会・地区町内会連合会・老人クラブ・PTA等)で地域課題の解決に向けて新たな枠組みを検討している場合に、団体の会議等に地域コミュニティサポーターを派遣し、指導・助言・事例紹介等を行うことで枠組み構築の支援をします。	市民活動推進課 地域コミュニティ係 TEL：079-427-9195

名 称	内 容	担当課
地域見守り防犯カメラ設置事業補助制度	町内会等の地域団体が地域の安心安全のまちづくりのため防犯カメラを設置する際、経費の一部を補助します。補助額は、1箇所あたり8万円(上限)。新たにポールを設置する場合は、1箇所あたり12万円(上限)。募集時期や補助要件等については詳細が決まり次第お知らせします。	生活安全課 防犯安全係 TEL：079-427-9760
加古川まつり協賛事業補助制度 【おまつり広場】	加古川まつりの協賛事業として、それぞれの地域の独自性を活かした「まつり」が開催されるよう、地区町内会連合会が主体となる実行委員会等の団体に対し、経費の一部を補助します。	産業振興課 観光振興係 TEL：079-424-2190
地域敬老事業補助制度	高齢者の長寿を祝うとともに、地域住民の敬老意識の高揚を図るため、地域団体が実施する敬老事業に補助を行っています。補助額については70歳以上の人数によって規定しています。	高齢者・地域福祉課 高齢者福祉係 TEL：079-427-9208
いきいき百歳体操 (介護予防地域活動支援事業)	高齢者の健康づくりのために、「いきいき百歳体操」を実施する団体に対し、体操に必要なDVDやバンド、重りを貸出しています。(1年継続後譲渡)また、新規開設時は体操を指導する職員を派遣します。 (参加者には50回でウェルビーポイントを2,500ポイント付与します。)	高齢者・地域福祉課 健やか長寿係 TEL：079-421-2044
資源物集団回収運動奨励金交付制度	新聞・雑誌・段ボールなどの古紙や衣類について、集団回収を行う団体に、回収量1キログラムあたり7円の奨励金を交付します。	環境政策課 循環型社会推進係 TEL：079-426-5440
ごみステーション整備事業補助制度	ごみステーションを統合する場合は事業費の2分の1(上限:20万円)、ごみステーションの新設、囲い等の設置など整備をする場合は事業費の3分の1(上限:10万円)を補助します。	環境第1課 業務係 野口町水足 環境美化センター TEL：079-426-1561
世代間交流学習会事業補助制度	地域の教育力の向上と地域の絆づくりのため、地域ごとの自主的な事業を推進するための補助を行っています。 (町内会:1万円 小学校区:8万円)	社会教育課 地域家庭教育係 TEL：079-427-9704

【兵庫県等が実施している補助制度】

名 称	内 容	担 当
ひょうご安全の日 推進事業(助成事業)	実践的な防災訓練、防災学習や避難行動要支援者の個別支援計画の策定等に対し助成します。 (上限:30万円) ※詳細は担当までお問い合わせください。	兵庫県 危機管理部 防災支援課 TEL:079-362-9984
東播磨地域づくり活動 応援事業	地域団体が、地域社会の共同利益の実現に向けて主体的に取り組む活動(地域づくり活動)に対し、経費の一部を補助します。 (上限:25万円)	兵庫県 東播磨県民局 地域振興室県民課 TEL:079-421-9290
「ひょうご子ども・若者 応援団」一般助成事業	青少年の健全育成を目的に活動されている団体・グループ等がその目的を達成するために実施される自然体験・キャンプ・ハイキング・地域交流・青少年リーダーの養成などの事業(イベント)費に対して助成します。 上期:4月~9月実施事業 募集2月頃 下期:10月~3月実施事業 募集7月頃 助成金 1事業10万円を限度とし、審査委員会で決定されます。 (詳細については、担当までお問い合わせください。)	公益財団法人 兵庫県青少年本部 「ひょうご子ども・ 若者応援団」事務局 TEL:078-891-7410

【加古川市社会福祉協議会が実施している補助制度】

名 称	内 容	担 当
小地域福祉活動モデル 地区指定事業	町内会における小地域福祉活動が住民主体で取り組まれ、継続した活動となるよう、モデル地区を設定し、地域の実態に合わせたささえあい活動の担い手(ボランティア)養成を進めていくための補助を行っています。 (1 期間 6 ヶ月、5万円 詳細はお問合せください。)	加古川市 社会福祉協議会 TEL：079-424-4318
地域づくり応援制度	市内で福祉活動を目的としたボランティア活動を行う団体、市民活動団体、NPO法人(社協から他の助成を受けている場合は対象外) 《助成額》 1グループ・団体あたり2万円が上限の全団体一律同額 《申請条件》 ・令和5年4月1日～令和6年3月31日までの間で12日以上活動があること ・2万円(税込み)以上の対象経費の支出があること ・活動の拠点及び活動地域が市内であること ・構成員が5人以上であること ・活動目的・内容がメンバー間に限定されず公益性があること(スポーツや文化的活動でサークルや同好会的な活動は対象外) ※その他、詳細は要項をご確認ください。	
社協支部活動費助成	住民間の交流事業や地域課題の解決を図る活動等、住民の孤立を防ぎ、連帯を深める取り組みに対し、地区連合会に支部活動費を助成します。	
青少年健全育成費助成	地域における安全な環境づくりを含めた子供たちの健全育成活動に対し、地区連合会にその費用の一部を助成します。	

【(一財)自治総合センターが実施している助成事業 ※令和5年度実施分は募集終了】

名 称	内 容	担当課
コミュニティ助成事業	(一財)自治総合センターが住民の行うコミュニティ活動を推進し、その健全な育成を図るために実施している事業で以下のような事業を行っています。 ※助成の申請は、市から兵庫県を經由して自治総合センターへ提出します。 ※採択は抽選により決定されます。 ※次年度実施事業について、前年度に申請募集があります。	
一般コミュニティ助成事業	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業に対し助成されます。 (建築物、消耗品は対象外)	加古川市民センター TEL : 079-423-4777
コミュニティセンター助成事業	住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設整備に関する事業に対し、助成されます。 (土地取得、既存施設の購入、外構は対象外)	市民活動推進課 地域コミュニティ係 TEL : 079-427-9195
青少年健全育成助成事業	青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加するソフト事業(スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業)に対し助成されます。	青少年育成課 指導育成係 TEL : 079-422-8188
環境保全促進助成事業	(一財)自治総合センターがコミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るために実施しており、それらを目的とするソフト事業(各種イベント、交流会・発表会及び指導者育成研修会等)に対し助成されます。	環境政策課 環境政策係 TEL : 079-427-9769

※各事業については募集期間が短いためご注意下さい。令和6年度の募集案内があり次第、市ホームページに掲載します。(募集時期:例年9月頃。)

※市から申請した事業に対する助成の採否は(一財)自治総合センターが決定しますので、必ずしも採択されるわけではありません。

11 地域の課題調整について

身近な地域の要望や課題については、町内会が意見を調整して取りまとめ、行政と協議しています。その窓口として、各市民センターの地域担当職員が関係部署と調整を行っています。

名 称	内 容	担当課
地域課題調整事業	軽易な各種工事等(道路・水路・河川・圃場等の補修)、また、カーブミラー設置・補修、電柱幕取付・取替え、防犯灯設置・補修・管理、ごみ収集等の環境関係等々諸々の相談、要望受付、同意書の提出依頼・現場確認、現地立会等の依頼をしています。	各市民センター

【市民センター 一覧】 ※全施設とも年末年始(12月29日から1月3日)は休業

センター名	所在地	電話番号	業務時間	休業日
加古川	加古川町寺家町 173-1 (ニッケパークタウン 1階)	423-4777	午前9時 ～ 午後7時 ※地域課題調整 事業については、 平日午前9時～ 午後5時45分	毎月第2・第4日 曜日及び偶数月の 第2土曜日 機器整備による臨 時休業日 ニッケパークタウ ンの臨時休業日
加古川北	神野町西条 1519-2	438-8000	午前8時30分 ～ 午後5時15分	土曜、日曜、祝日
野口	野口町野口 107-2	422-3484		
平岡	平岡町西谷 124-1	424-3483		
尾上	尾上町長田 419-1	422-3485		
別府	別府町宮田町 3-3	435-1091		
加古川西	米田町平津 384-2	431-8080		
両荘	平荘町山角 718-1	428-2888		
志方	志方町志方町 1758-3	452-2000		

令和 5 年 6 月発行

【発行】加古川市町内会連合会
加古川市市民活動推進課
電話 079-427-9195(直通)